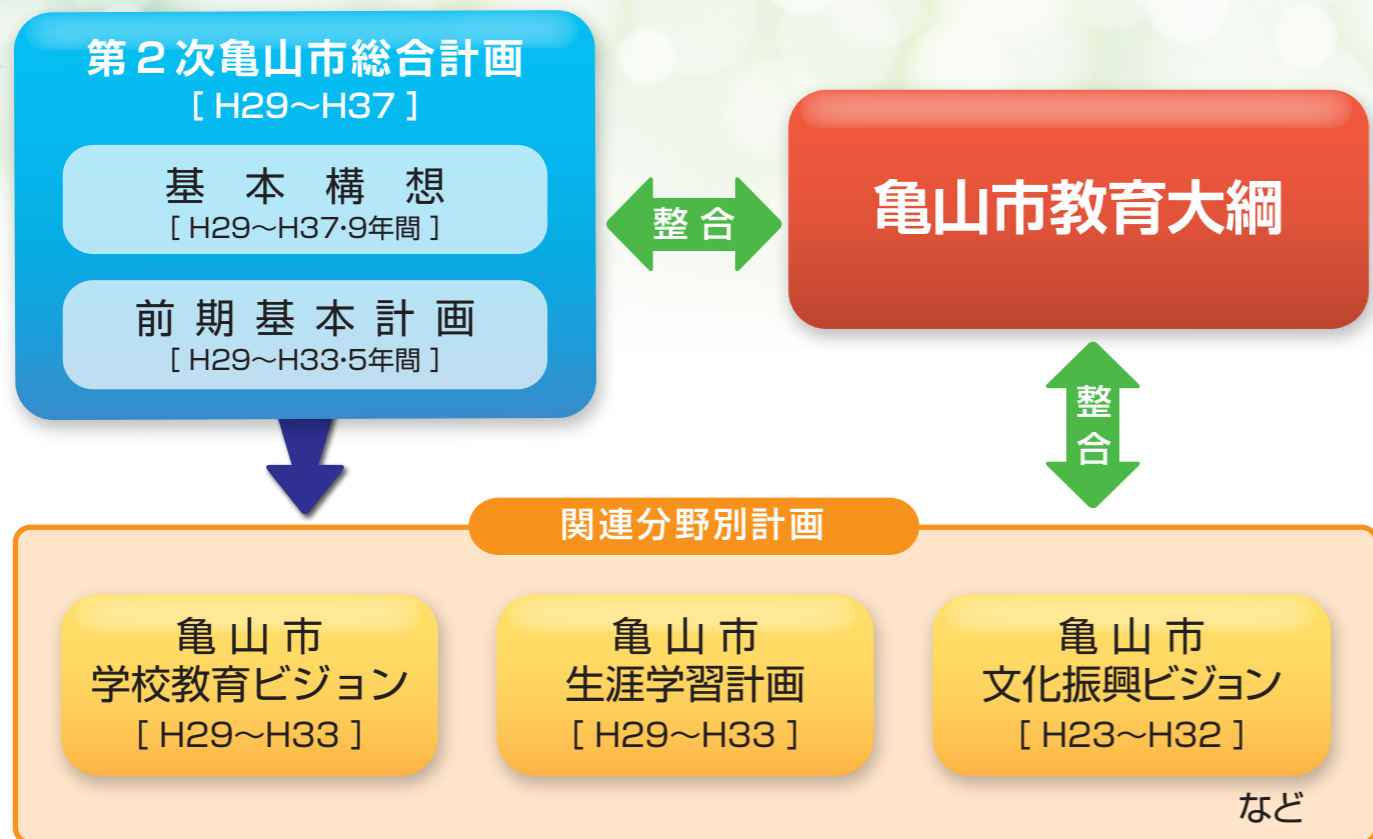


大綱の概要

大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、亀山市の目指す教育の実現に向けた基本理念及び基本方針を明らかにするため策定するものです。



期間

策定の日から平成33年度まで（約5年間）

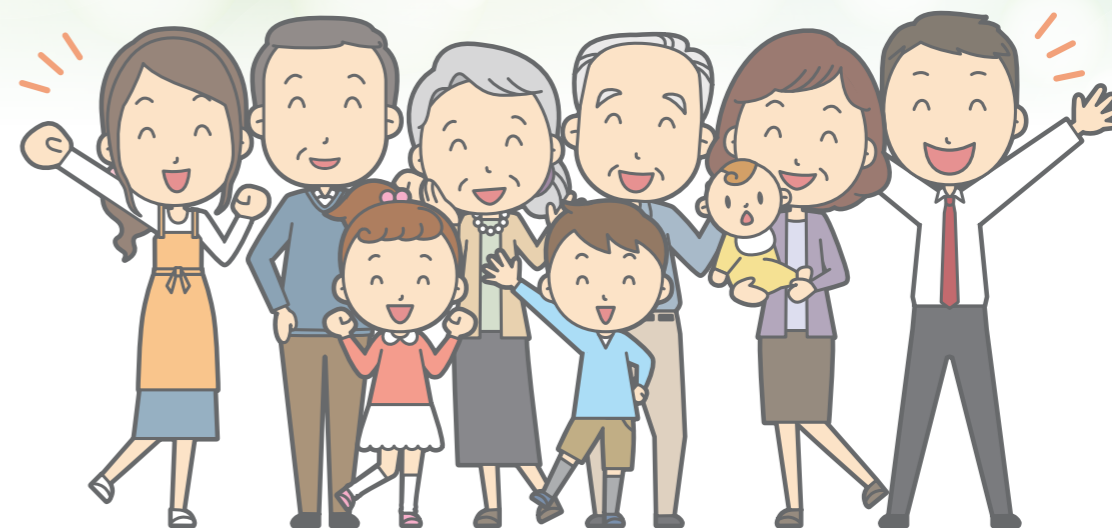
大綱の推進

この大綱の推進にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づく亀山市総合教育会議での協議を行うなど、市長及び教育委員会との連携・調整を図りながら推進します。

(概要版)

亀山市教育大綱

～『学びあふれる教育のまち かめやま』をめざして～

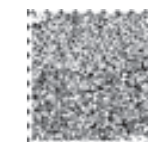


子どもから大人まで誰もが、安心して生涯にわたって多くのことを学び続け、その喜びを享受することができるまちは、素晴らしいと考えます。

郷土の豊かな自然や人、歴史、伝統、文化に誇りを持ち、学校や家庭、地域の中の学びと交流を通して、子どもも大人も「ふるさと亀山」を愛し、その良さを受け継ぎながら社会で活躍し、人々とともに希望に輝きよりよい未来を拓いていこうとする人を育てたいという願いを込めて本大綱を定めました。



亀山市教育大綱（概要版） 平成29年3月
編集：亀山市企画総務部企画政策室
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地
TEL：0595-84-5123 FAX：0595-82-9685
E-mail：kikaku@city.kameyama.mie.jp



亀山市の目指す教育

基本理念

学びあふれる教育のまち かめやま

～豊かな自然と歴史文化の中で、「ふるさと亀山」を受け継ぎ未来を拓く学び～

基本方針

基本方針Ⅰ 未来を拓く子どもたちの豊かな学びの実現

確かな学力、健やかな身体、豊かな心を身につけ、新しい時代に必要な力を獲得し、なかまとともに自分の個性を生かし可能性を広げ、夢をかなえようとする子どもを育成します。



基本方針Ⅳ 地域で生きる人づくり

さまざまな地域課題の解決に取り組み、地域創生に向けて地域で活躍できる人材を育成するために、大学などの高等教育機関との連携による多様な学びの展開と、地域人材が活躍できるしくみづくりを進めます。



基本方針Ⅱ 地域とともにある学校づくり

子どもたちが地域の中で豊かに学び、成長できるように、子どもの育ちと学びを軸として学校・家庭・地域及び行政が一体となって教育活動に取り組む、「地域とともにある学校づくり」を進めます。



基本方針Ⅴ 地域の文化を生かした活動・交流による新たな文化の創造

地域に根付いた、文化芸術、スポーツなど文化に関するさまざまな活動を、更に多くの市民の中に広げ、意識の高揚を図るとともに、文化に関する多様な交流を促進することにより、新たな文化の創造につなげます。

基本方針Ⅲ 生涯を通じた学びの充実

市民が日々の暮らしの中で生きがいを感じられるよう、自然や歴史などのさまざまな地域の魅力や、活発に行われている市民活動など、多様な機会を活用して、生涯を通じた学びと成長の機会づくりを進めます。



基本方針Ⅵ 「ふるさと亀山」を誇り、受け継ぐ地域づくり

「ふるさと亀山」の持つ地域性の高い豊かな自然や歴史を次世代に受け継ぐために、子どもたちの地域への愛着をはぐくみます。また、「ふるさと亀山」の魅力をも市民全体で共有し、誇れるものとしての意識醸成を図るとともに、その魅力を守り、活用を図ります。

